

りあん

～きずな～

Vol.24
2026



愛知県訪問看護ステーション協議会
Aichi Visiting Nursing Station Council

会員数 R8.1.31

施設会員…359施設
個人会員…2名
団体・賛助会員…12施設



役員に聞く

新体制になった愛知県訪問看護ステーション協議会に 込める思い

会長
森田 貞子

すみれ
訪問看護ステーション
医療圏 知多半島



皆さんと力を合わせて頑張りますので
よろしくお願ひします!

副会長
岡本 晃

公益社団法人
愛知県医師会
理事



愛知県医師会の岡本です。
整形外科医です。

副会長
近藤 佳子

一般財団法人
名古屋市療養
サービス事業団
医療圏 名古屋



皆様とともに協働の力で
地域を支えましょう。

理事
川澄 明子

マミーズ
訪問看護ステーション
医療圏 東三河南部



皆様と訪問看護の魅力を共有しながら
質の向上にむけて取り組みたいと思います。

理事
鈴木 和実

稲沢市医師会
訪問看護ステーション
医療圏 尾張西部



微力ですが、協議会の活動に
貢献できるよう頑張ります。

理事
鈴木 伸子

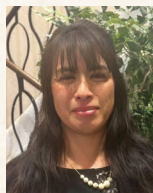
新城市
訪問看護ステーション
医療圏 東三河北部



微力ですが、丁寧に取り組みたいと
思います。

理事
鈴木 里加

訪問看護ステーション
ひなた
医療圏 西三河北部



安心して訪問できるよう
情報提供に努めます。

理事
中村 清美

津島市
訪問看護ステーション
医療圏 海部



皆さんのお役に立てるよう精進します。
宜しくお願いします!

理事
西村 和子

藤田医科大学地域
包括ケア中核センター
訪問看護ステーション
豊明・緑
医療圏 尾張東部



ステーション協議会の会員の皆様が入っていて
良かったと思えるように活動していきたいです。

理事
前野 美紀

ケアシス
訪問看護ステーション
医療圏 知多半島



昔を大切にしつつ、新しい発想でtry!

理事
松本 暁美

JA愛知厚生連
江南厚生
訪問看護ステーション
医療圏 尾張北部



皆さんのBCPを考える
きっかけ作り頑張ります。

理事
山端 二三子

訪問看護ステーション
笑福
医療圏 西三河南部西



笑顔とひと笑いを大切に、
元気を届けます!

理事
結城 房子

公益社団法人
愛知県看護協会
専務理事



皆様の声を活かし、
看護協会との連携強化に努めます。

理事
横井 真弓

訪問看護ステーション
太陽
医療圏 名古屋



皆さんの思いを形に、
協議会は躍進します。

監事
兼松 良充

公益社団法人
愛知県医師会



2期目監事の兼松です。
誠実に職務にあたります。

監事
小池 三奈美

元 愛知県
訪問看護ステーション
協議会理事



会員皆様のきずなを大切に
監事の役割を努めます。

業務委員会

01 災害時情報共有マニュアルを作成しました

南海トラフ大地震発生が懸念される昨今、大規模災害の際には自助とともにお互いが助けあい支えあう互助と連携が重要になります。

そこで愛知県訪問看護ステーション協議会では会員・非会員問わず、地域のステーション同士が協働し、一刻も早く必要な地域に必要な支援を届けることで、地域で暮らす人々の減災と訪問看護ステーション自体の事業継続を図るための災害時情報共有マニュアルを作成しました。完成後にホームページ上に掲載します。

02 地域ネットワーク代表者交流会を開催しました

令和7年7月17日、愛知県訪問看護ステーション協議会の地区担当理事と地域のネットワーク代表者22名が集まり、災害時情報共有マニュアルの説明と意見交換会を行いました。9月に実施した災害訓練の概要説明が主な内容でしたが、顔の見える関係を構築する良い機会となりました。

地域ごとに分かれ、既存の連携状況や今後の課題について意見交換を行いました。地域によっては連携が進んでいるところ、課題を抱えているところもあり、状況に差があることがわかりました。参加者からは「できている地域の取り組みを共有できた」「何から取り組むべきかが明確になった」等の意見が寄せられました。

訪問看護ステーションは小規模事業所が多く、1事業所で抱える役割には限界があります。特に災害時には連絡手段が使えない場合や、ステーション自体が被災する可能性もあります。そのため、平時から連携体制を明確にしておく必要性があります。

今回の交流会を通して、日頃からの地域ネットワーク形成の重要性をあらためて認識しました。今後も継続して実施していきます。

03 災害訓練を実施しました

愛知県訪問看護ステーション協議会が作成した災害時情報共有マニュアルを元に以下の内容で災害訓練を実施しました。

令和7年9月9日(火) 10時00分災害発生想定

9月8日未明より愛知県全域に断続的に激しい雨が降り続いていました。気象庁によると、今後数日間も大雨が続く予想で、大きな被害が想定されていました。

9月9日10:00氾濫発生情報(警戒レベル5)

川が決壊したとの情報あり(地図参照)

愛知県全域の河川で大雨による氾濫情報が発表されました。

警戒レベル5となり河川周辺の家屋に浸水が発生しているとの情報がありました。



各事業所が設定、報告した被害状況

- 浸水エリアに居住するスタッフ・利用者との連絡が困難
- 一部地域で停電が発生
- 人工呼吸器・HOT使用者がいる地域も停電となった
- 停電エリアのうち、電話が通じる地域と通じない地域がある
- 自施設内は通常通り電源供給あり
- 浸水エリアに住むスタッフ、利用者とはほとんど連絡が取れていない

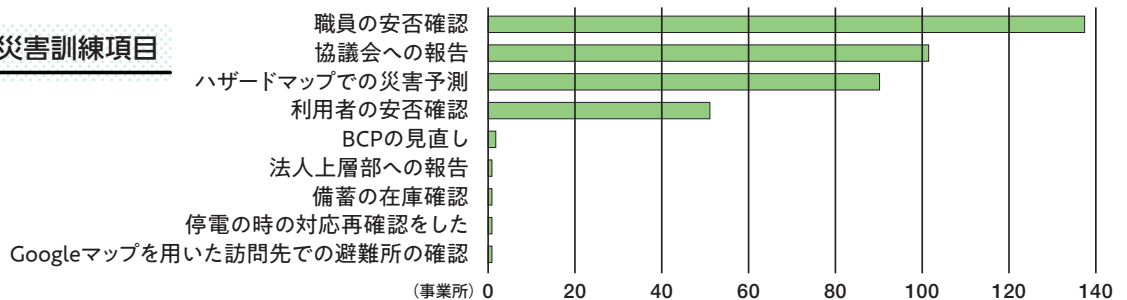


令和7年度災害訓練アンケート結果

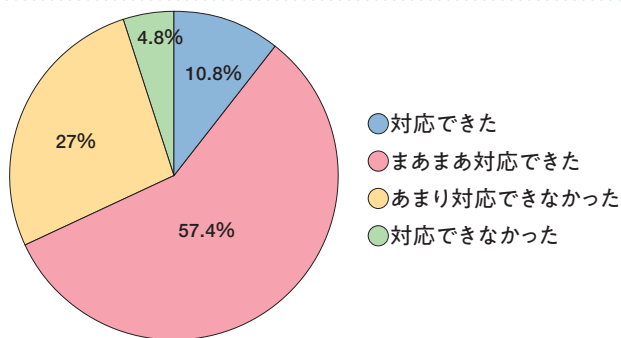
訓練には県内1,191事業所に呼びかけ241の事業所が参加しました。その際のアンケート結果の一部を紹介します。参加して頂いた事業所には貴重な意見を頂きありがとうございました。詳細な内容についてはホームページをご覧ください。

参加事業所241(参加率20.2%)、回答事業所148(回答率61.4%)

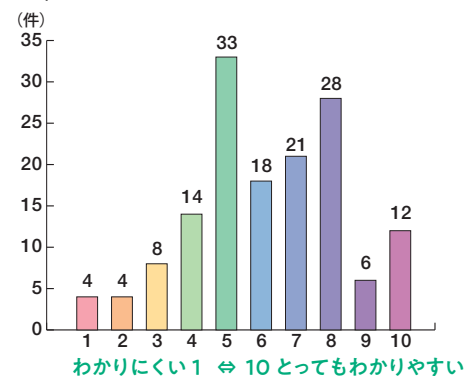
01 今回行った災害訓練項目



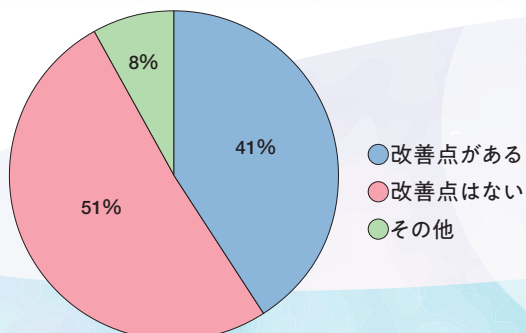
02 今回の災害訓練でBCPに基づいて対応できましたか



03 災害訓練は分かりやすかったですか



04 「災害時情報共有マニュアル」について改善する点についてご意見をください



その他の意見では、連絡方法の改善、マニュアルに沿った、医療圏内での合同訓練が必要、オンラインが繋がらなかった時の連絡方法は？などがあった

今後も毎年訓練を行い、皆様のご意見をいただきながら、より実用性の高い内容へとブラッシュアップしていきます。各ステーションのBCPの法令研修としても災害時情報共有マニュアルをご活用ください。

研修委員会

令和7年度の研修では、訪問看護師の資質向上と法定研修の充実に取り組んでいます。対面研修に加え、会員限定の「トピックス研修(オンライン)」も開催しました。「ここがポイント運営指導」「高齢者虐待の理解について」「訪問看護における感染対策」を、参加しやすい平日16時から1時間で実施し、多くの事業所にご参加いただきました。後日オンデマンド配信も行い、参加できなかった方も視聴できるよう工夫しました。

みなさまは訪問看護で何を大切に、どんな学びを深めたいと感じているのでしょうか。研修が心に残る気づきとなり、日々の看護につながることを願っています。まだ参加されていない方も、ぜひ協議会の研修に触れ、学びや仲間づくりの機会としてご活用ください。今後も充実した研修を届けてまいります。

(研修委員長 山端 二三子)

トピックス研修①

講師 名古屋市療養サービス事業団 訪問看護認定看護師 村井 満美子 氏

テーマ ここがポイント!!運営指導

日時 令和7年8月22日(金) 16:30~17:10 場所 オンライン開催 参加者 86名

運営指導を知らない私は、運営指導に関する良い印象はなく、厳しい評価を受けなくてはならない否定的なイメージでした。しかし、どの事業所でも定期的な実施され、適切な運営ができるよう見直すためのものであることを学びました。訪問看護に携わっていても、実際に運営指導を受ける立場にない人も、このような研修を聞けることが望ましいと感じました。

運営指導で評価される内容は日頃の業務です。日頃から定期的な自己点検を行い、制度改正を把握しておくことで、業務改善や見直しに繋がると感じました。第三者の評価をうけることの意味を前向きに捉え、サービスの質向上に向けてチームで取り組んでいきたいです。

(訪問看護ステーション太陽 横井 ひとみ)

感情のコントロール研修

講師 Footage訪問看護ステーション 精神看護専門看護師 田端 恭兵 氏

テーマ 自分の感情とうまく向き合おう セルフケアをしよう

日時 令和7年11月8日(土) 13:30~16:30 場所 オンライン研修 参加者 30名

私はこれまで、怒りを抑えられず、自分の感情をコントロールできたら、と思っていました。しかし「自分の弱み」と向き合うことに不安や恐怖もあり、なかなか踏み出せずにいました。そんな時、上司からこの研修を勧められ、受講しました。

感情の分類、傾聴、防衛機制、スキーマなどについて学び、ほかの参加者と意見交換を行い、自分だけが悩んでいるのではないという安心感を得る一方で、自分の感情を言葉にする難しさも感じました。自分の感情と真摯に向き合い分析すること、相手に関心をもち理解しようとする姿勢を大切にすること、そして「援助者の役割は修正ではなく支援である」という視点を、基本姿勢として、自らの感情をコントロールし、今後の行動へとつなげていきます。

(訪問看護ステーション 竹村 みどり)

トピックス研修②

講師 名古屋市高齢者虐待相談センター 神村 昌克 氏

テーマ 高齢者虐待の理解と防止に向けた取り組み

日時 令和7年11月14日(金) 16:00~17:00 場所 オンライン開催 参加者 268名

今回のオンライン研修は31事業所の参加があり、私自身も日頃を想像しながら受講しました。

私たちサービス事業所の職員として、虐待を発見しやすい立場にあることを認識し「何か変だ」「おかしい」と感じる感覚を大切にする必要があります。「虐待はあると思わなければ見えてこない」という言葉に驚きましたが、その視点を持って状況を把握することで早期発見や予防に繋がると感じました。また「虐待だから通報しよう」ではなく「虐待かもしれない」と疑いの段階で各自治体の相談窓口にご相談することが重要です。日頃の訪問を通して、高齢者やご家族の状況を把握し社会資源等を紹介、支援すること、一人で抱え込まず事業所間で情報を共有し組織的に関わることが必要であると学びました。

(ケアシス訪問看護ステーション 前野 美紀)

令和7年度

訪問看護ステーション協議会東海・北陸ブロック交流会に参加して……………

令和7年9月27日、28日に訪問看護ステーション東海・北陸ブロック交流会が石川県で開催されました。令和6年に起こった能登半島地震、能登半島豪雨という未曾有の災害を経験し、今もなお環境整備や心のケアを継続している現状を聞きました。協議会として行政との連携がいかにか大事であるかを知り責任の重さを痛感しました。

特別講演「快うん防災一気持ちよく出すことを備える」では訪問看護ステーションややのいえ統括所長の榊原千秋先生が、ただ出すだけのケアから気持ちよく出すことに注目した排便ケアについてご講演されました。

また、活動報告として当協議会の前野美紀理事が災害への取り組みや研修会開催、訪問看護広報活動、事業所自己評価の推進などについて報告しました。(理事 横井真弓)



HPが新しく生まれ変わります

愛知県訪問看護ステーション協議会のホームページが
7月を目途に新しく生まれ変わります!!

一番の注目は  機能

地域ごとに会員様のステーションを、簡単に探せるようになります。
ご利用を考えている方がより身近に訪問看護を感じられるだけでなく、会員ステーションの活動や特色を知ってもらえるきっかけにもなります。各ステーションの魅力発信に是非ご活用ください。
(広報委員会)



新規加入事業所紹介

こども訪問看護ステーションありがとう

子どもにとって家族の一員として在宅で生活することは、成長発達に大きな影響を与えます。たとえ言葉を話すことができなくても、身体全体で自分の喜怒哀楽を表現し表情も豊かになります。大切なお子様、そのご家族の想いを汲みとり成長過程に合わせた看護を提供いたします。家族と医療者がチームとなり、自然と「ありがとう」が溢れるような関係性でいたいと考えています。こどもと関わることが大好きなスタッフが訪問に行かせていただきます。学ぶ姿勢と優しさ、温かい気持ちを持ち、同じ目線でお子様・ご家族と関わります。

安心して大好きなご家族と過ごせる空間づくりのお手伝いをさせていただきます。

(管理者 東 かおり)



訪問看護リハビリステーションみなとも

愛知県弥富市を拠点に活動する「訪問看護リハビリステーションみなとも」は“暮らしに自由を”を理念に掲げ、地域で暮らすすべての人に寄り添うケアを大切にしています。看護師を中心に、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士といったリハビリ職が協働し、小児・難病・精神・看取りまで幅広く対応。医療と生活の両面から支援を行っています。

創業の原点は「最期まで自宅で過ごしたい」という地域の声。一人ひとりの想いに寄り添いながら、住み慣れた場所での暮らしを支えています。これからも弥富のまちに根を張り、地域の皆さまにとって“いつでも頼れる存在”を目指してまいります。どうぞよろしくお願いたします。

(管理者 梅村 佳央)





なんでも相談 Q & A



会員の皆様を対象に「なんでも相談」を行っています。寄せられた相談より一部を紹介します。

Q1

理学療法士等による訪問看護の介護予防訪問看護で12ヶ月を超えて行う場合の減算について、例えば令和7年3月18日にリハビリを開始した場合、いつから減算になりますか？

A

理学療法士等による訪問看護の介護予防訪問看護について、12ヶ月を超えた場合の減算は、当該サービスが開始された日が属する月からサービスが利用された月を合計して利用期間とします。そのため12ヶ月を超えた翌日から減算しての請求になります。
例) 令和7年3月18日開始すると令和8年2月分までは減算せず、令和8年3月訪問分から減算の算定となります。(月単位での算定です。)

参考文献：訪問看護業務の手引き(令和6年版) P.82、訪問看護実務相談Q&A(令和7年度版) P.505、訪問看護お悩み相談室(令和6年度版) P.7、訪問看護関連報酬・請求ガイド(2024年度版) P.26

Q2

令和7年10月版 介護保険指定事業者講習会の資料に「個人情報使用の同意は家族からも文書で得ておくこと」と記載があります。独居で身元保証人がいる方や独居で家族が遠方に住んでおられる方で日頃連絡等密に取っていない方に関しても郵送等で同意を得る必要がありますか？

A

- ①独居で身元保証人がいる方については、身元保証の方に続柄を「身元保証人」として同意を得ていただくようお願いします。
- ②独居で家族が遠方に住んでおられる方については、郵送等で同意を得ていただくようお願いします。郵送しても、返事がない場合は、連絡し口頭での同意を得た旨の記録を残すとともに、後々のトラブル防止のため返送をお願いしてください。

Q3

精神科訪問看護を行っている利用者でケアマネジャーから「嚙下状態が悪い方の訪問はOTと同行すればSTの介入もできる」といわれました。届け出をしている職員でなければ介入はできないと理解していましたが可能でしょうか？

A

精神科看護においては、言語聴覚士(ST)の介入は算定できません。ケアマネジャーの言われていることは、複数名精神科訪問看護加算を算定しての訪問看護と思われる。その際にご注意いただきたいことは、
①STとしての介入ではなく看護補助者になるので嚙下訓練を主として行うことはできません。あくまでも看護師の補助業務です。
②精神科の主治医による指示書に、複数名精神科訪問看護の必要性が「あり」と書かれていること。
③作業療法士と看護補助者の同行ができないため、保健師または看護師と看護補助者としての同行になり、この場合の回数は週1回になります。
また、同行される場合は主たる看護者が届出要件を満たしていることが必要です。

参考文献：訪問看護業務の手引き(令和6年版)、訪問看護実務相談Q&A(令和7年版)、訪問看護お悩み相談室(令和6年版)、訪問看護関連報酬・請求ガイド(2024年版)

Q4

利用者が特別の関係ではないクリニックでリハビリをされました。同日に訪問看護(医療保険)として看護師の訪問は可能ですか？訪問看護指示書は他病院での発行です。

A

通所リハビリと、訪問看護(医療保険)は、別のサービスと捉えられるので、同日での提供は可能です。

参考文献：訪問看護実務相談Q&A(令和6年版)、訪問看護関連報酬・請求ガイド(2024年版)

編集後記

令和7年度、広報委員会ではホームページを全面的に刷新し、より見やすく、皆さまが「訪れたい」と思える内容へと改革しました。時代の変化に対応し、スマートフォンからの閲覧を中心に利便性を高めています。今後も訪問看護ステーションの活動を広く伝え、地域の皆さまに役立つ情報発信に努めてまいります。
(広報委員会)

一般社団法人 愛知県訪問看護ステーション協議会

〒466-0054名古屋市昭和区円上町26-15高辻センター 3階

TEL:052-746-6007 FAX:052-746-6011 <https://aichi-vnc.com>

発行責任者/森田 貞子 発行日/令和8年3月1日

